

JIS

文書管理－情報の分類、マーキング及び 取扱い－第 1 部：要件

JIS Z 6021-1 : 2026

(ISO 4669-1 : 2023)

(JIIMA/JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-19 ライダーズビル TEL 03-5244-4781)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 原則	4
5 ICMH の運用設計	5
5.1 分類体系	5
5.2 マーキングの基準	10
5.3 取扱い方法	11
5.4 ICMH の運用の評価	17
6 ICMH の運用の改訂	18
6.1 体系の改訂	18
6.2 変更管理	19
6.3 ICMH 範囲の段階的な拡大	19
6.4 組織への段階的な統合	19
附属書 A (参考) ICMH 体系の例	20
附属書 B (参考) 異なる複数の形式及び／又は媒体の情報資産に ICMH の運用を適用する場合の例及び指針	27
参考文献	35
解 説	36

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

文書管理—情報の分類、マーキング及び取扱い—

第1部：要件

Document management—Information classification, marking and handling— Part 1: Requirements

序文

この規格は、2023年に第1版として発行されたISO 4669-1を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

あらゆるビジネス部門にわたって、既に、内部規則に従って自社の情報及び電子通信を識別、分類及び区別している組織が存在する。この分類は、組織の情報の価値観に合わせて、組織の従業員及びあらゆる関係者が、事前に取り決めた手続で、情報を使用、保護及び共有するよう指示するために使用される。

しかし、そのような分類、マーキング及び取扱いの方法は、民間部門の組織間又は公共部門間、更には官民の組織間で合意されていないことが多い。その結果、関係する組織で共有情報の取扱いが異なったり、時には不適切になったりすることがある。

この規格は、あらゆる規模及び部門の組織に対し、情報資産を分類及びマーキングに基づいて管理し、より一貫性のある取扱いの運用を促進するものである。この取扱い方法によって、組織内及び情報を共有する他の組織の両方において、情報、特に機微な情報の管理方法の大幅な改善が可能となる。また、組織の投資、収入、評価及び将来性の保護にも貢献が可能である。例えば、情報生成（文書作成ソフト又は電子メールソフトなど）に携わるIT企業がこの規格の規定を採用したソリューションに組み込むことで、分類され、マークされた情報資産の送付を検知する監視システムなどのように、安全確認が自動化できる文書取扱いソリューションが実現可能である。

この規格は、組織が情報の分類、マーキング及び取扱い（ICMH: Information Classification, Marking and Handling）の体系を規定し、運用する際に必要となる次の事項を示している。

- 戦略的目標、ガバナンス義務及びリスクマネジメントの目標の達成
- 法律、規制及び標準のコンプライアンス義務の遂行
- 機微情報の適切な識別、保護、共有及び追跡
- 情報資産の価値及び重要性の理解の向上、その適切な取扱い要件の周知徹底

1 適用範囲

この規格は、情報の分類、マーキング及び取扱い（ICMH: Information Classification, Marking and Handling）